

FIS アルペンスキーワールドカップ 2016 湯沢苗場大会 ロゴマークの利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、FIS アルペンスキーワールドカップ 2016 湯沢苗場大会湯沢町実行委員会の所有する商標が、現実社会及び仮想空間における商業活動等において不適切に使用されることのないよう、商標の使用に関する規程を定め、もって FIS アルペンスキーワールドカップ 2016 湯沢苗場大会のPRを的確に行い、大会の成功に寄与することを目的とする。

(ロゴマークの利用に関する権利)

第2条 別記「FIS アルペンスキーワールドカップ 2016 湯沢苗場大会ロゴマーク (以下「ワールドカップロゴ」という。)」の利用に関する一切の権利は、FIS アルペンスキーワールドカップ 2016 湯沢苗場大会湯沢町実行委員会 (以下「実行委員会」という。) に属する。

2 実行委員会以外の者のワールドカップロゴの利用については、原則として許諾しない。ただし、前条に規定する目的の実現に効果があると認められる場合は、この限りではない。

(ロゴマークの利用許諾)

第3条 ワールドカップロゴを利用しようとする者は、ワールドカップロゴの利用許諾を受けなければならない。

(利用許諾の申請)

第4条 第3条の規定により、利用許諾を受けようとする者は、「FIS アルペンスキーワールドカップ 2016 湯沢苗場大会ロゴマーク利用許諾申請書」に関係書類を添えて、実行委員会会長に提出しなければならない。

2 実行委員会会長は、前項の規定により申請を行った者 (以下「利用許諾申請者」という。) に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(利用許諾申請者の制限)

第5条 実行委員会会長は、利用許諾の申請を行う者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、申請の受付を拒否するものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (2) 政党若しくは宗教団体、又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがある

者

- (3) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (4) 実行委員会の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

(利用許諾の手続き)

第6条 実行委員会会長は、第4条第1項の規定による利用許諾申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、利用許諾をすることができる。なお、実行委員会会長はワールドカップロゴの利用方法その他について、必要に応じて条件を付すことができる。

- 2 実行委員会会長は、前項に規定する利用許諾を行った場合は、「FIS アルペンスキーワールドカップ 2016 湯沢苗場大会ロゴマーク利用許諾書」により当該利用許諾申請者に通知するものとする。
- 3 利用許諾の期間は、利用許諾の日から最長で平成28年3月31日までとする。
- 4 利用許諾者が得た権利は、譲渡、転貸又は承継することができないものとする。

(利用許諾の制限)

第7条 実行委員会会長は、前条の規定にかかわらず、利用許諾申請者のワールドカップロゴの利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
 - (2) 実行委員会の信用又は品位を害するものと認められる場合
 - (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
 - (4) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
 - (5) 国際スキー連盟 (FIS)、公益財団法人全日本スキー連盟 (SAJ)、公益財団法人新潟県スキー連盟 (NSA) その他スキー関係団体及びスキー愛好者のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
 - (6) その他、実行委員会会長がイラストの利用が適当でないと認める場合
- 2 実行委員会会長は、前項の規定により前条の利用許諾を行わない場合は、「FIS アルペンスキーワールドカップ 2016 湯沢苗場大会ロゴマーク利用不許諾書」を当該利用許諾申請者に通知するものとする。

(利用許諾内容の変更等)

第8条 第6条の規定により利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）が、当該利用許諾を受けた内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ「FIS アルペンスキーワールドカップ 2016 湯沢苗場大会ロゴマーク利用許諾変更申請書」を実行

委員会会長に提出し、変更についての利用許諾を受けなければならない。

- 2 実行委員会会長は、前項の規定による変更申請があった場合は、第4条第1項及び第6条第1項の規定を適用しその内容の審査を行い、当該変更が適正と認められるときは、その変更についての利用許諾を行うことができる。
- 3 実行委員会会長は、前項に規定する変更についての利用許諾を行った場合は、「FIS アルペンスキーワールドカップ 2016 湯沢苗場大会ロゴマーク利用許諾変更通知書」により当該利用許諾者に通知するものとする。
- 4 実行委員会会長は、利用者の利用許諾変更申請に対する利用許諾については、前項の規定に替えて、口頭でこれを行うことができる。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) イラスト等の利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないように注意すること。
- (2) イラスト等の利用にあたっては、利用許諾(第8条の規定による利用許諾内容の変更があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた内容に限ること。
- (3) 利用許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (4) 第6条により利用許諾を受けた者は、著作権者の表示及び利用許諾番号「2016 湯苗 W-CUP○○○号」(○○○には、実行委員会会長が利用許諾書で通知する利用許諾番号を記載する。)を記載すること。
- (5) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、利用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。
- (6) 当該利用許諾に係る利用対象物件等の完成品のサンプル又は写真を提出すること。提出が困難な場合には別途指示する。
- (7) 実行委員会会長が行う売上調査その他の照会に応じること。

(利用料)

第10条 イラスト等の利用料は次のとおりとする。

- (1) 湯沢町、一般財団法人湯沢町観光協会及びその構成員、湯沢町商工会及びその構成員が「FIS アルペンスキーワールドカップ 2016 湯沢苗場大会」をPRするために使用する場合及び実行委員会会長が認めた場合は無料とする。
- (2) 商業目的に使用する場合は、有料とする。利用料は、別に定める。

(利用許諾の取消し等)

第11条 実行委員会会長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾を取り消すことができる。

- (1) 提出した「FIS アルペンスキーワールドカップ 2016 湯沢苗場大会ロゴマーク利用許諾申請書」若しくは「FIS アルペンスキーワールドカップ 2016 湯沢苗場大会ロゴマーク利用許諾変更申請書」の内容に虚偽があることが判明した場合。
 - (2) 第7条第1項の各号のいずれかに該当するに至った場合。
 - (3) 第9条の遵守事項に違反した場合。
 - (4) その他利用許諾の継続が不適切であると認められた場合。
- 2 実行委員会会長は、前項に規定する取消しを行った場合は、「取消し通知書」により取消しを受けた者へ通知するものとする。
 - 3 前項の規定により利用許諾の取消しを受けた者は、利用許諾の取消しの日からイラスト等を利用することはできない。
 - 4 実行委員会会長は、利用許諾の取消しを受けた者に対して、利用許諾の取消しを受けた利用対象物件等について回収等の措置を請求することができる。
 - 5 実行委員会会長は、前三項の規定により利用許諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(ワールドカップロゴ利用許諾の性格等)

第12条 この規程による利用許諾は、ワールドカップロゴを利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して利用する権利を与えるものではない。また、利用者又は利用対象物件等について実行委員会が推奨を行うものではない。

(賠償責任等)

- 第13条 実行委員会会長は、利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、自己の責任において処理するものとする。
 - 3 利用者は、イラスト等の利用に際して故意又は過失により実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を実行委員会に賠償しなければならない。

(著作権等の承継)

第14条 この規程に定める「FIS アルペンスキーワールドカップ 2016 湯沢苗場大会湯沢町実行委員会の所有する商標」は、FIS アルペンスキーワールドカップ 2016 湯沢苗場大会が終了し、実行委員会が解散した日から、湯沢町が著作権等の全ての権利を承継するものとする。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。